

【法人の能力とその制限】（E84-87頁、佐325-332頁）

Case36 法人Yの理事Aが相手方Xとの間で結んだ次の契約はYを拘束するか。

- ①「水産加工品の製造・販売」を目的とするY株式会社が不動産を売買する契約。
- ②「水産加工品の製造・販売」を目的とするY株式会社が某政党Xに政治資金を寄付する契約。
- ③「組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付その他の付帯事業」を目的とする農業協同組合が、組合員でないXに対し本来行えないはずの貸付を行う契約。
- ④B県司法書士会Yが、某政党Xに政治資金を寄付する契約。
- ⑤B県司法書士会Yが、地震で被災したC県司法書士会Xに義援金を寄付する契約。

1 性質による制限

- ・**原則** 自然人と同等の権利能力。
- ・身分上の権利・義務（婚姻・養子縁組）、肉体の存在を前提とする権利・義務は不可。  
**例** 生命・身体・健康・人格権侵害の不法行為  
※もっとも非財産的損害は生じうるので、社会的評価の低下による名誉侵害は成立。  
**判例** 最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁（代々木病院事件）

2 法令による制限（43条）

- ・**例** 会社は他の会社の無限責任社員にはなりえない（商55条）。

3 定款・寄附行為に定められた目的による制限（43条）

3-1 目的によって制限されるのは何か？

- ①**権利能力制限説**（判例・旧通説）：違反すれば法人には権利義務が帰属しない。追認・表見代理の余地もない。←英米法のultra vires法理  
**批判** 違法行為（債務不履行・不法行為）の責任肯定が困難。  
効果不帰属とすれば取引相手方を害し、責任回避の口実となる。
- ②**行為能力制限説**  
**批判** 制限違反の場合の効力につき規定がなく効果が不明。  
自然人のように法人自身の判断能力を問題にする余地がない。
- ③**理事の代表権制限説**：違反しても無権代理となるだけで追認・表見代理等を考慮。  
※もっとも、法人規制の目的との関係で追認は許されない場合が多いし、表見代理規定も法人の目的が登記されているため、相手方は悪意または過失ありとされやすい。
- ④**営利法人内部責任説**：法人一般については①によるが、会社の場合には常に有権代理となり、取締役等の対内的責任のみが問題 →例外的な代表権濫用による調整

3-2 目的の範囲か否かの判断

(1) 一般的基準と考慮要素

- ・目的遂行に客観的に必要とされる行為は間接的なものでも範囲内に含まれる。

- ・ (イ) 法人の目的拘束性・構成員の利益保護 → 効果帰属を否定する方向に機能
  - ・ (ロ) 取引相手方の保護・契約上の信義・法人の要保護性の低さ → 肯定方向に機能
- 非営利法人では(イ)の要素が強く、営利法人では(ロ)の要素が強い。
- (2) 営利法人の場合
- ・ 判例は事実上目的による制限を課さない。
  - ← 営利行為の無限定性。取引安全保護・経営自由の重視。
  - ・ すべて理事の権限内の行為 → 権限濫用の処理による調整
- 判例** 判11 (不動産の保存・運用・利殖を目的とする合資会社の不動産売却)
- 百7=判16 (八幡製鉄政治献金事件大法廷判決)
- ※ 後者の判断には憲法問題にも関連して様々な異論がある。
- (3) 非営利法人 (公益法人+中間法人) の場合
- ・ 判例は営利法人の場合よりも厳格に、具体的事情を考慮して判断。
- 判例** 判12・13 (農業協同組合の員外貸付。前者は農協の経済基盤を確立するための手段であったことを重視して有効とする)
- ※ 契約が無効であっても法人は元本相当額の不当利得返還+法定利息の請求が可能。
- 百6=判14 (労働金庫の員外貸付)
- ※ 無効を前提としつつ、抵当権設定者の競落人 (買受人) 等に対する明渡・登記抹消請求を信義則違反を理由に否定。
- 判15 (京都市中央病院事件。長期間経過後の公益法人の無効主張を否定)
- 判17 (南九州税理士会事件。税理士会の政治献金は目的外行為でありそのための特別会費徴収は違法)
- 判18 → 最判平成14年4月25日判時1785号31頁 (阪神・淡路大震災の際に兵庫県司法書士会に復興支援拠出金3000万円を寄付するのは目的内行為で、そのための特別負担金徴収の司法書士会総会決議は有効。3対2)。
- ・ 員外貸付の処理については、反対説も有力 (無効とすると約定利息が取れなくなり法人にかえって不利/協同組合の社会的機能は営利法人と変わらない)

## 【理事による法人の取引行為】 (E87-88頁、佐332-337頁)

**Case37** 法人Yの代表理事Aが相手方Xとの間で、Yの目的の範囲内に含まれる次のような契約を結んだ場合、契約の効果はYに帰属するか。

- ① 理事全員で協議して決めるとした社員総会決議に反して、Aが単独で結んだ契約。
- ② ①の場合に、Aが理事会決議を偽造して単独で結んだ契約。
- ③ Y所有の不動産を、Aが実質的に個人で経営するXに売却する契約。
- ④ Y市市長Aが、議会の議決なしに地方自治法235条の3の制限を超える額をXから借り入れる契約。

### 1 理事の代表権

- ・ **包括的代表権** (53条) 複数の理事がいる場合、多数決だが、対外的には内部的制限にとどまる (判例・通説)。←→ 後述の54条類推適用説

## 2 理事の代表権の制限

2-1 目的による制限 代理権制限説による場合（43条）

2-2 定款・寄附行為・社員総会決議による制限（53条但書）

- ・制限は善意の第三者には対抗できないため（54条）、表見代理規定（110条）と比べ、過失ある相手方も保護。←理事の包括代理権が原則ゆえ、制限の調査義務はない。

★制限は知っているが偽造された総会や理事会の多数決を信じた場合はどうか？

①54条拡張説：この場合も善意（かつ無重過失）の相手方を保護。

②110条類推適用説（判例）：相手方には無過失を要する。 **判例** 判21

←定款等で理事の代理権の制限を知っている以上、制限遵守には慎重な調査が必要。  
相手方を一切保護しないとすれば、54条適用の場合と不均衡。

2-3 利益相反行為

- ・利益相反の場合、特別代理人の選任を要し（57条）、理事に代理権なし。

2-4 法令による制限

- ・**例** 市町村長は現金出納・保管の権限を有しない（地自170条。これは収入役の権限）。

・110条類推適用説（判例）

←内部的制限とは異なり最初から代理権が制限されている。法の不知は許さず。

※110条類推適用でも相手方が保護される場合は少ない（過失が認められやすい）。

## 3 理事の代表権濫用

- ・代理権濫用の一般的な理論と同じ。但し、理事の代表権の包括性やそれを前提とする54条との関係ゆえに、表見代理説は採りにくい。

### 【法人の不法行為】（E89-92頁、佐337-342頁）

**Case38** 次の場合、法人Yは被害者Xに対しどの条文を根拠に不法行為責任を負うか。

①Yの理事Aが自らの利益を図るため、Yの名前でXから借入を行ったが、諸事情からみて、XはAの意図を知らなかったものの知りえた場合。

②Yの理事AがXとの契約交渉の場で激高してXを殴り怪我を負わせた場合。

③Yの従業員Bが食品衛生法に反する添加物を使用した商品を製造しXに販売したことが後に判明したため、Xが転売先からの返品や顧客喪失で大損害を被った場合。

④製造会社Yの食品管理態勢がずさんで食中毒事件が発生し、Xら多数の消費者に健康被害が生じた。Y社の製造工程に問題があったことはわかったが、具体的にどういいう経緯で菌が混入したかまではその後の調査によっても判明しなかった場合。

## 1 理事の不法行為と法人の責任（44条）

- ・理事その他の代理人が職務執行につき加害した場合に法人が責任を負う（1項）。

**要件** ①理事その他の代理人が不法行為を行ったこと。

代表機関説（通説） vs 機関説：代表権のない機関（総会・監事）の不法行為で差。  
従業員や個別取引の代理人の不法行為は715条。

※代表機関説では理事以外の機関の不法行為は709条。

②不法行為が職務の執行について行われたこと。

職務に関連しない行為については法人は責任を負わない。

特に**取引的不法行為**では理事の職務執行に属するとの外形で判断（**外形理論**→③）。

**判例** 判19（倉庫会社の取締役と従業員の共同による違法な倉出し）

③当該行為が理事の職務に属さないことについての被害者の**善意・無重過失**。

←外形に対する信頼。表見代理規定との関連性。

**判例** 判20（町長の違法な手形裏書き）

**効果** 法人自身が不法行為責任を負う。

・加害者の個人責任と併存（不真正連帯債務）。賠償した法人は加害理事等から求償可能。  
☆44条と110条の関係はどうなるか。

①選択可能説

②表見代理優先適用説：表見代理の成否の検討が先で、表見代理が成立すれば損害はなく不法行為責任は成立しない。

条文 \ 相手方	悪意	善意・重過失	善意・軽過失	善意・無過失
110条	×	×	×	○
54条	×	×	○	○
44条	×	×	○	○

**整理表** 無権限取引と表見代理・不法行為

善意・軽過失の被害者との関係では、法人の責任は過失相殺（722条2項）によって軽減される場合がある。

## 2 使用者責任（715条及びその特則としての国家賠償法1条）

- ・従業員（被用者）が法人（使用者）の事業の執行につき加害した場合に使用者が責任を負う。賠償した使用者は被用者に対する求償が可能。
- ・国家賠償法では、加害公務員個人が直接責任を負ったり、国・自治体から求償を受けるのは、故意・重過失のある場合に限られる（前者は解釈。後者は国賠1条2項）。

## 3 法人の組織体責任（709条）

- ・加害者個人が特定できなくても、組織体として加害を防止する措置を欠いた場合には、法人自身に直接709条を適用して責任を問える可能性がある。

条文 \ 事項	直接加害者	責任負担者	加害者の個人責任	加害者への求償
44条	理事等	法人	可能（前提）	可能
715条	被用者	法人（使用者）	可能（前提）	可能だが制限されうる
709条	法人自身	法人	—	—
国賠1条	公務員	国・自治体	故意重過失の場合のみ可能	故意重過失の場合のみ可能